



こども・子育て世帯を応援!

拡充される給付の例

- 1 児童手当の拡充
- 2 妊婦のための支援給付
- 3 出生後休業支援給付
- 4 育児時短就業給付
- 5 こども誰でも通園制度
- 6 育児期間中の国民年金保険料免除

Q 「子ども・子育て支援金制度」って？

A 全ての世代や企業のみならずから支援金を拠出いただき、上記6つの子育て施策の拡充に充てるもので、こどもや子育て世帯を社会全体で支える制度です。

Q いつから始まるの？

A 令和8年4月分から医療保険料とあわせて拠出いただきますが、実際の徴収開始時期は加入する医療保険制度によって異なります。

Q 支援金っていくらなの？

A 令和8年度の個人や世帯の支援金額(平均月額)の試算は次のとおりです。実際の額は加入する医療保険制度や所得等により異なります。
 健保組合: 被保険者一人当たり約550円
 国民健康保険: 一世帯当たり約300円
 後期高齢者医療制度: 被保険者一人当たり約200円

児童手当の拡充や妊婦のための支援給付など
 こども・子育て支援の拡充が既に始まっています。
 給付の拡充には、令和8年度から始まる
 子ども・子育て支援金が充てられます。

支援金制度の詳細について
 知りたい方はこちら

こども家庭庁ホームページ
 「子ども・子育て支援金制度
 について」



こども家庭庁公式note
 「最近話題の「子ども・
 子育て支援金制度」
 について」



後期高齢者医療制度の保険料に関するご案内

保険料率の改定

令和8・9年度の 保険料率を改定しました



後期高齢者医療制度では、財政運営期間を2年間としており、保険料率も2年ごとに見直すこととされています。

令和8年度は、子育てを社会全体で支えるため、子ども・子育て支援金制度が創設され、従来の保険料率(医療分)に加え、新たに子ども・子育て支援納付金に係る保険料率(子ども分)の算定も行っています。

■医療分(従来の保険料分)

令和6・7年度の保険料率		令和8・9年度の保険料率	
所得割率	11.13%	所得割率	10.48%※1 (-0.65ポイント)※1
被保険者均等割額	53,438円	被保険者均等割額	56,130円(+2,692円)※1
令和6・7年度の一人当たり保険料額(年額)		令和8・9年度の一人当たり保険料額(年額)	
103,381円<予算ベース>		108,544円(+5,163円)※1	

※1 ()内の数値は、令和6・7年度との差

今回の保険料率改定により、所得割率は、前回(令和6・7年度)に比べ0.65ポイント引下げとなり、被保険者均等割額は、前年に比べ2,692円引き上げとなりました。一人あたり保険料(年額)は、前年に比べ5,163円(4.99%)の増加となり、これは、後期高齢者負担率(※2)の見直しにより12.67%から13.27%に引き上げられたことや、診療報酬改定等の影響により一人あたり医療給付費が増加したためです。

※2 「後期高齢者負担率」とは、医療給付費に占める保険料負担の割合で、国が全国一律に決定しています。

■子ども分(子ども・子育て支援納付金分)

子ども・子育て支援納付金は令和10年度まで段階的に引き上げられるため今年度は令和8年度の保険料率のみ算定します。

令和8年度の保険料率		令和8年度の一人当たり保険料額(年額)	
所得割率	0.25%	2,576円	
被保険者均等割額	1,362円		

<発行元>

愛知県後期高齢者医療広域連合 名古屋市東区泉一丁目6番5号 国保会館北館3階
 電話 (0570) 011-558 (あいち後期高齢者医療コールセンター) ※通話料がかかります。



保険料の計算方法(令和8年度)

保険料は、医療分と子ども分が分かれ、個人単位で計算されます。それぞれ、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」と被保険者全員が等しく負担する「被保険者均等割額」を合計して100円未満を切り捨て、合算したものが、保険料となります。

医療分

所得割額 (総所得金額等 ^{※1} - 基礎控除額 ^{※2}) × 所得割率 10.48%	+	被保険者均等割額 被保険者一人当たり 56,130円	=	保険料(年額) (限度額85万円) ^{※3} ※100円未満切捨て
--	---	--	---	---

子ども分

所得割額 (総所得金額等 ^{※1} - 基礎控除額 ^{※2}) × 所得割率 0.25%	+	被保険者均等割額 被保険者一人当たり 1,362円	=	保険料(年額) (限度額2万1千円) ^{※3} ※100円未満切捨て
---	---	---	---	--

※1 総所得金額等とは、収入金額から必要経費を差し引いた額であり、扶養控除や医療費控除などの所得控除を引く前の金額です。収入が公的年金収入のみの方は、(公的年金等収入額-公的年金等控除額)が所得金額になります。(株式の譲渡所得や配当所得等を、所得税の確定申告や住民税申告などで申告した場合は保険料計算の対象となります)

※2 基礎控除額は、合計所得金額が2,400万円以下の方は43万円となります。

※3 国の基準に合わせて、保険料の賦課限度額は、医療分が80万円(令和7年度)から85万円(令和8年度)に引き上げられ、子ども分は令和8年度が21,000円となります。

所得の低い世帯の方の保険料の軽減(令和8年度)

所得の低い世帯の方に対しては、世帯主とその世帯にいる被保険者の所得金額の合計(以下「軽減判定所得」(※4)といいます。)に応じて、次のとおり被保険者均等割額を軽減します。被保険者均等割額の軽減については医療分と同様に子ども分も適用されます。

軽減判定所得(世帯主及び世帯の被保険者全員の所得金額の合計額)の要件	軽減割合	軽減額	医療分 子ども分
軽減判定所得が43万円以下の世帯 (世帯主とその世帯にいる被保険者に給与所得者等(※5)が2名以上いる場合には 43万円+[10万円×(給与所得者等の人数-1)]以下の世帯)	7割 ^{※6}	40,414円 954円	
軽減判定所得が43万円+(31万円×被保険者数)以下の世帯 (世帯主とその世帯にいる被保険者に給与所得者等(※5)が2名以上いる場合には 43万円+(31万円×被保険者数) +[10万円×(給与所得者等の人数-1)]以下の世帯)	5割	28,065円 681円	
軽減判定所得が43万円+(57万円×被保険者数)以下の世帯 (世帯主とその世帯にいる被保険者に給与所得者等(※5)が2名以上いる場合には 43万円+(57万円×被保険者数) +[10万円×(給与所得者等の人数-1)]以下の世帯)	2割	11,226円 273円	

※4 令和7年12月31日現在65歳以上の方の公的年金所得は、通常の所得から15万円を控除した額とします。また、軽減判定所得には、専従者給与に係る所得金額は含めず、専従者控除、長期・短期譲渡所得の特別控除を適用する前の所得金額を用います。

※5 「給与所得者等」とは、①給与所得を有する者(給与収入が55万円を超える者)または、②公的年金等にかかる所得を有する者(令和7年12月31日現在65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者、令和7年12月31日現在65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が125万円を超える者)をいいます。

※6 令和8年度分の保険料について、均等割保険料の7割軽減の対象者には、医療分の均等割額を更に0.2割軽減します。

年金所得者の保険料の計算モデル

- (1)～(5) 夫婦2人世帯。2人とも被保険者かつ前年(注)の12月31日現在65歳以上かつ年金以外の所得がない場合。
 (6)～(10) 単身世帯。前年(注)の12月31日現在65歳以上かつ年金以外の所得がない場合。

(注)「前年」は、令和7年度保険料にあつては令和6年、令和8年度保険料にあつては令和7年。

※令和8年度合計の()内は、令和7年度との差額。

- (1) 夫の年金収入153万円、妻の年金収入125万円 ※均等割7割軽減該当

	令和7年度	令和8年度(医療分)	令和8年度(子ども分)	令和8年度合計
夫	16,000円	15,700円	400円	16,100円(100円)
妻	16,000円	15,700円	400円	16,100円(100円)

- (2) 夫の年金収入168万円、妻の年金収入125万円 ※均等割7割軽減該当

	令和7年度	令和8年度(医療分)	令和8年度(子ども分)	令和8年度合計
夫	32,700円	31,400円	700円	32,100円(-600円)
妻	16,000円	15,700円	400円	16,100円(100円)

- (3) 夫の年金収入229万円、妻の年金収入125万円 ※均等割5割軽減該当

	令和7年度	令和8年度(医療分)	令和8年度(子ども分)	令和8年度合計
夫	111,300円	107,700円	2,500円	110,200円(-1,100円)
妻	26,700円	28,000円	600円	28,600円(1,900円)

- (4) 夫の年金収入280万円、妻の年金収入125万円 ※均等割2割軽減該当

	令和7年度	令和8年度(医療分)	令和8年度(子ども分)	令和8年度合計
夫	184,100円	178,000円	4,200円	182,200円(-1,900円)
妻	42,700円	44,900円	1,000円	45,900円(3,200円)

- (5) 夫の年金収入300万円、妻の年金収入125万円 ※均等割軽減なし

	令和7年度	令和8年度(医療分)	令和8年度(子ども分)	令和8年度合計
夫	217,000円	210,100円	5,000円	215,100円(-1,900円)
妻	53,400円	56,100円	1,300円	57,400円(4,000円)

- (6) 本人の年金収入153万円 ※均等割7割軽減該当

	令和7年度	令和8年度(医療分)	令和8年度(子ども分)	令和8年度合計
本人	16,000円	15,700円	400円	16,100円(100円)

- (7) 本人の年金収入168万円 ※均等割7割軽減該当

	令和7年度	令和8年度(医療分)	令和8年度(子ども分)	令和8年度合計
本人	32,700円	31,400円	700円	32,100円(-600円)

- (8) 本人の年金収入185万円 ※均等割5割軽減該当

	令和7年度	令和8年度(医療分)	令和8年度(子ども分)	令和8年度合計
本人	62,300円	61,600円	1,400円	63,000円(700円)

- (9) 本人の年金収入224万円 ※均等割2割軽減該当

	令和7年度	令和8年度(医療分)	令和8年度(子ども分)	令和8年度合計
本人	121,700円	119,300円	2,800円	122,100円(400円)

- (10) 本人の年金収入300万円 ※均等割軽減なし

	令和7年度	令和8年度(医療分)	令和8年度(子ども分)	令和8年度合計
本人	217,000円	210,100円	5,000円	215,100円(-1,900円)